

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月3日
【会社名】	森電機株式会社
【英訳名】	MORI DENKI MFG. CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03 - 3448 - 7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 高橋 秀成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03 - 3448 - 7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 高橋 秀成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第1回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第2回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第3回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第4回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第5回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第6回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円
	（第7回行使条項修正条項付新株予約権）
	その他の者に対する割当 1,000,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 51,000,000円

（第8回行使条項修正条項付新株予約権）	
その他の者に対する割当	1,000,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額	51,000,000円
（第9回行使条項修正条項付新株予約権）	
その他の者に対する割当	1,000,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額	51,000,000円
（第10回行使条項修正条項付新株予約権）	
その他の者に対する割当	1,000,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額	51,000,000円
募集金額合計	10,000,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額の総計	510,000,000円

（注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

(注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

(注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借入れはできますが、全額借入れによる運転資金の調達には難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
  3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定です。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。</li><li>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。</li><li>3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。</li><li>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。))を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。</li><li>(3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。</li><li>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</li></ol></li></ol>
----------------	--

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。



	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

## 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。))を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。



( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 3【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
 2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
 4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。



取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 4【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
 2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
 4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のある Fargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家 (Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited) から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

## 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。



## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 5【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
 2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
 4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。



### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 6【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

(注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

(注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。



2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし



## 7【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

## 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。))を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約



権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 8【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

(注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		Arhat Partners Limited	
割当新株予約権数		5個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		金1,000,000円	
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

(注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>



	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 9【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
 2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
 4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称	Arhat Partners Limited		
割当新株予約権数	5個		
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）	金1,000,000円		
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

## 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。



	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 10【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	5個
発行価額の総額	金1,000,000円
発行価格	金200,000円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月23日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	森電機株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成21年4月23日（木）
割当日	平成21年4月23日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号

- (注) 1. 本新株予約権については、平成21年4月3日開催の当社取締役会において発行を決議している。  
 2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとする。  
 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
 4. 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		Arhat Partners Limited	
割当新株予約権数		5個	
払込金額の総額（発行価格と払込金額は同じ金額である。）		金1,000,000円	
割当予定先の内容	住所	Commence Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	代表者の氏名	Ho Phaik May	
	資本金	US \$50,000	
	事業の内容	投資業	
	大株主及び持株比率	Ho Phaik May 100%	
当社との関係	出資関係（平成21年3月31日現在）	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

- (注) 1. 当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。

当社は、別途デットファイナンス等行うことを検討いたしました。若干の借り入れはできますが、全額借り入れによる運転資金の調達は難しく、このような状況のもと、事業を安定して推進していくためには、自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断いたしました。ただし、公募増資は引き受ける証券会社がないことから、第三者割当による新株予約権の発行を選択しました。この前提で、複数の潜在的投資家との間で交渉を行った結果、今回の条件にて、新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

2. 割当先は過去当社主力株主であり当社の新株予約権を引き受け、10億円を行使した実績のあるFargo Profits Limited社より今回の資金調達に適した会社としてご紹介をいただき、過去の当社投資家(Fargo Profits Limited, Premium Ventures Investment Limited, Kompass Partners Limited, Pavillin Investment Group Limited)から、割当先の資金状況は問題なく、十分に本新株予約権を行使できる会社であることを確認しております。なお、これらの過去の投資家の当社新株予約権行使実績は総額26億1,000万円です。このような第三者による確認情報を前提に、更に 当社の財務状況・資金需要にご理解をいただき、市場環境が許す限り、新株予約権の行使をしたい意向を表明していただいていること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること、新株予約権の発行方法につき柔軟かつ機動的に資本強化を行いたいという当社考えにご理解いただいたこと、当社経営に介入する意志がないこと、香港に在住する割当先の現代表者は、株式投資に関し十分な経験があること、現時点では、国内外の市場において、支援をいただける投資家・金融機関は限定的な状況であり、直近におけるファイナンスが困難であること、等を総合的に勘案した上で、今回の割当先として選択したものであります。また、当社は、割当先及び当社投資家等からヒアリングをした結果、当社はこの割当先が、反社会的勢力でないことを確認しております。また今後払込までの間に第三者機関にさらに割当先が反社会的勢力でないことの確認作業を行う方針です。
3. 当社および割当予定先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を準用し、所定の適用除外の場合を除き、割当予定先が第1回乃至第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、第1回乃至第10回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことについて合意する予定であります。
- また、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は中期保有する方針です。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 なお、当社は種類株式発行会社ではない。 普通株式は振替株式であり(注2)、単元株式は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第3項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。 2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、下記第3項または第4項に従い、修正または調整される。

## 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。 )(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。 )

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。 )の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。 )に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。 )の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。 )、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。 )における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。 )

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。



( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( ) による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金51,000,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,200,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年4月24日から平成23年4月23日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成23年4月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>
新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>東京都港区高輪二丁目15番8号 森電機株式会社 総務部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>東京都渋谷区渋谷一丁目24番6号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第1項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第2項に定める払込取次場所の指定の口座に振込むものとする。</p> <p>行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の（ ）乃至（ ）のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>（ ）当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>（ ）当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>（ ）当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(3) 第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生した日から4営業日後の日に当社の株主名簿管理人は機構に対し新規記録通知データを通知する。また、機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（本新株予約

権行使請求日の5営業日後の日)に、直接口座管理機関に対し、新規記録通知データを通知する。機構及び口座管理機関は、新規記録日(本新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日)に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。

2. 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

1.1 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
510,000,000	20,000,000	490,000,000

(注) 1. 上記金額は第1回乃至第10回新株予約権の合計額である。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第1回乃至第10回新株予約権合計10,000,000円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第1回乃至第10回新株予約権合計500,000,000円)を合算した金額である。

2. 発行諸費用の概算額には、登録免許税、弁護士料、有価証券届出書及び目論見書作成費用、予約権評価機関報酬、割当先調査費用その他本件発行諸費用(消費税は除く)が含まれます。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額および発行諸費用の概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

当社は、平成20年3月期決算において、営業損失326百万円、キャッシュフローのマイナス316百万円を計上しており、年間約3億円の運転資金を必要としております。上記(1)に記載の差引手取概算額4億9千万円については、当社の2営業年度分の運転資金約6億円の一部に充当する予定であります(その内訳は、当社一般管理費2年分のうち、人件費約330百万円、証券代行手数料約90百万円、監査報酬約40百万円、賃借料の一部約30百万円を予定しております)が、一部株式会社エスピーオー株式取得資金に充当する場合があります(本件の詳細は下記<参考>欄をご覧ください。)。なお、株式会社エスピーオー株式の取得資金には、当社の保有する株式会社サクラダ優先株(以下「サクラダ優先株」という。)の買入消却代金6億5,100万円を充当する予定ですが、本日締結した株式会社サクラダとの優先株買い入れに関する合意により、本日以後サクラダ優先株の売却が不可能となり、これによる運転資金の調達が困難となることから、本新株予約権による資金の調達が至急必要となった次第です(本件の詳細は下記<参考>欄をご覧ください。)。ただし、予定されている新株予約権者による行使の状況によって、本新株予約権の行使に伴い調達できる資金の金額や調達時期が決定され、また株式会社エスピーオー株式取得資金の調達状況により資金使途の充当先が影響を受けますので、かかる状況下での本新株予約権の発行及びその行使による資金調達により調達する資金の拠出予定先の内訳及び時期は現時点で確定しておりません。当社資金ニーズに合わせて行使が進まなかった場合には、原則として本新株予約権4回を残し、その他の残存している新株予約権を消却し、別途当社資金需要にあった資金調達を行う予定です。新株予約権の消却は、当社の裁量ですが、投資家には当社の方針を十分に説明し、新株予約権の行使が進まなかった場合には、新株予約権の消却が実施されることを明確にすることにより新株予約権の行使が促進されるものと考えております。しかしそれでもなお本新株予約権の行使は投資家の権利であり強制できるものではないため、かかる予約権行使の不確実性により、今回の資金調達の目的である継続企業の前題に重要な疑義を抱かせる事象の解消が達成できない可能性があります。

当社は、2年間の新株予約権行使を通じた自己資本の充実及び運転資金の調達の過程で、継続企業の前題に重要な疑義を抱かせる事象が解消し、本新株予約権発行の目的が達成されたと判断した場合には、その時点に於ける当社の資本政策、市場環境及び希薄化の度合いを勘案し、必要に応じて新株予約権の消却を実施し、不要な株式の希薄化を回避すべく新株予約権の商品の設計をいたしました。

#### 調達する資金の支出予定時期

平成21年4月23日から平成23年4月23日までの期間を想定しておりますが、本新株予約権の新株予約権者による行使の状況によって、本新株予約権の行使に伴い調達できる資金の金額や調達時期が決定されますので、本新株予約権の発行により調達する資金の支出予定時期は現時点においては確定しておりません。

なお、当社は、株価水準や当社株式の流動性を勘案した上で本新株予約権の行使価額修正の開始を決定し、行使によって調達できた資金を上記(2)の資金使途に充当する一方、本新株予約権の行使の状況次第では、手元資金にも充当してまいります。

#### 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使による資金調達が実現するかどうかについては、現時点において未確定であります。実現する場合には、上記(2)の資金使途のとおりに充当する予定であり、これにより当社の財務体質の強化が可能となり、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### <参考>

##### 株式会社サクラダとのスポンサー契約の終了

当社は、中期経営計画に基く投資事業の一環として、当社、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人（以下「SH」という。）、サクラダ・パイアウト・ファンド有限責任中間法人、及び株式会社サクラダ（コード5917 東証1部、以下「サクラダ」という。）の間で締結された平成18年1月20日付スポンサー契約書（その後の変更を含み、以下「スポンサー契約」という。）に基づき、当社が単独出資する匿名組合（匿名組合営業者：SH）を通じて、サクラダより同社のA種優先株式及びB種優先株式（以下、総称して「本優先株式」という。）を引き受け、当社の収益基盤の確立と財務体質の強化を図るため投資を行ってまいりましたが、この度、平成21年3月31日をもって、かかるスポンサー契約が終了することとなりました。

これに伴い、当社は、サクラダより、今後は経営資源を橋梁事業に集中するため、投資事業からの撤退及び優先株式の買入消却を実施したいとのご提案を受けました。

##### 株式会社サクラダの優先株式買入れの合意

上記のご提案を受け、当社は、本優先株式の買入れに応じることを決定し、本日、サクラダ及びSH間において、本優先株式の買入れに関する合意書が締結されております。

ただし、サクラダによる本優先株式の買入れは、買入れの効力発生日当日においてサクラダに分配可能額が存在することが必要であり、また、自己株式の取得として、サクラダの株主総会の特別決議を経ることが必要となることから、本優先株式の買入れに関する上記の合意書では、買入れの効力発生日当日においてサクラダに分配可能額が存在することと、サクラダの平成21年6月29日開催予定の株主総会において本優先株式の買入れに関する議案が特別決議をもって承認可決されることが、当該買入実行の前提条件とされております。従いまして、買入消却の有無については現時点で確定しておりません。

##### 株式会社サクラダ保有の投資子会社株式会社エスピーオーの買収

当社は、中長期営計画に基づく当社投資事業強化の一環として、スポンサー契約終了に伴い、サクラダが保有している投資子会社の株式会社エスピーオー（以下「エスピーオー」という。）を買収することを決議し、本日、サクラダとの間でエスピーオーの全発行済株式に関する株式譲渡契約を締結いたしました。

エスピーオーは、単独の匿名組合出資を通じて、株式会社ディーワンダーランド（コード9611 ジャスダック証券取引所、以下「DW」という。）の株式を38.6%保有しており、DWは株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）の株式を100%所有しております。平成20年9月30日のDWによる開示によれば、DWの当期純利益は569百万円となっております。エスピーオーが単独出資している上記匿名組合は、当社がエスピーオーを買収する前に終了し、当該匿名組合の勘定で保有されているDW株式を中心とした資産の現物分配をもって清算される予定であります。当該匿名組合が終了することにより、当社は、DWを持分法適用関連会社とし、潜在的には収益の高い大黒屋の収益性を持分法により当社の連結会計に反映させることにより、財務体質の強化を図れると考えております。また、大黒屋は、大黒屋グループ合併時に多額ののれん代を計上しており、当社は、DWグループを持分法関連会社にした段階で、国際会計基準を採用し、のれん代を計上しない会計基準に変更することにより、当社の持分法税引き後利益を向上させる考えです。潜在的には、持分法利益計上が可能であることから、当社といたしましても、いち早くエスピーオーを当社の傘下に取り込むことが当社財務基盤の強化及び当社株主価値の向上に役立てるものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第99期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年4月3日）までの間において、変更が生じており、「事業等のリスク」として、次のとおり追加します。

また、当該有価証券報告書に記載している将来に関する事項及び以下に追加記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年4月3日）現在において判断したものであります。

#### (4) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社は、株主数の増加に伴う証券代行手数料の増加、監査の強化による監査報酬の増加等の上場維持費用の増加、当社の本業の構造的な赤字体質及び昨今の世界的金融危機の状況下での電機事業の売上の減少等の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象が継続しております。平成20年3月期決算では、当社の年間営業損失は、326百万円、キャッシュフローはマイナス316百万円であり、年間約3億円の運転資金を必要としております。当社としては、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しておりますとおり、当該状況の解消を図るべく対策を講じておりますが、本新株予約権発行は、当社の継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、2年間にわたり当社財務体質の強化及び運転資金調達のためのファイナンスを実施することにより、当社の存続を確保するとともに、これにより当社の中長期的存続及び発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えております。しかしながらこれらの対策が計画どおりに進捗しなかった場合、または、本新株予約権による資金調達が下記「(2) 調達リスク」記載のように円滑に進まない場合には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象の解消が達成できず、当社事業に支障を来す可能性があります。

#### (5) 調達リスク

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

#### (6) 第三者割当により発行される新株式および新株予約権の行使による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成21年4月3日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当新株予約権発行は、上述の当社の収益基盤強化のための株式エスピーオー株式取得及び継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の改善を目的として行うものであり、当社としては、当社の株主価値向上及び、当社の存続を確保するためにはやむを得ず、当社の中長期的な存続および発展につなげるべき橋頭堡となるものと考えておりますが、平成21年4月3日現在の発行済株式数（280,926,165株）に対する今回の第三者割当による新規発行株式数（約定で新株予約権が全て行使された場合）の最終比率は44.49%になる見込みであり、1株あたりの株式価値が希薄化するおそれがあります。

なお、今回の第三者割当増資の割当予定先は、いずれも投資会社であり、当社に対する今回の増資の引受は、純投資目的で行うものであります。したがって、各割当予定先に株式の譲渡または売却の具体的な時期についての計画は現時点においてないものの、当社株価の動向その他の状況により、割当後何時にでも全部または一部の株式の譲渡または売却を行う可能性があり、株価形成上影響が生じるおそれがあります。



## (7) 新規の大株主の出現の可能性

新株式および新株予約権の割当予定先のArabot Partners Limited.につきましては、新株予約権を全て行使した時点で、当社発行済株式数の11.12%に相当する株式を保有することとなり（ただし、同社が当社株式の売却を一切行わないと仮定した場合）、筆頭株主たる主要株主となる見込みであります。よって、当社のコーポレートガバナンスに影響を与える可能性があります。ただし、Arabot Partners Limited.に関しましては、今回紹介を受けたファンド会社の過去の日本上場株への投資後の経緯等および、日本における投資アドバイザーとのこれまでの協議の内容等から、そのような場合であっても、当社のコーポレートガバナンスに大きなマイナスの影響、または大幅な変更が生じる可能性は高くないものと判断しております。

## 2 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までに変更はありません。

## 3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第99期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、臨時報告書の提出はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第99期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月27日 関東財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第100期第3)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

森電機株式会社  
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉伸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失が継続的に発生していることから、継続企業に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武田 剛 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが発生していることから、継続企業に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

森電機株式会社

取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉伸 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが発生していることから、継続企業に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失が継続的に発生しており、また、当会計期間の営業キャッシュ・フローはマイナスであることから、継続企業に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

森電機株式会社

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷 富士夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉伸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失が継続的に発生しており、また、当会計期間の営業キャッシュ・フローはマイナスであることから、継続企業に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。